

空家等対策の連携に関する協定書

石岡市（以下「甲」という。）と茨城司法書士会（以下「乙」という。）は、石岡市の空家等対策を効果的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、石岡市内の空家等が管理不全な状態とならないよう努めるとともに、管理不全な状態となってしまった空家等の改善をすることで、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに付随する工作物及びその敷地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及び常態となるおそれがあるものをいう。また、現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者（相続人を含む）をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- (1) 甲は、市内にある空家等の所有者等から空家等に関する法律や相続等の法的手続について相談を受けた場合は、次条に規定する業務を紹介するものとする。
- (2) 甲は、市の広報紙、市のホームページその他の適切な方法により、協力事業者が行う空家等の相談業務等の周知に務めるものとする。

（協力事業者の選定、業務）

第4条 乙は、本協定の目的を達成するため、必要に応じてあらかじめ協力事業者を選定し、甲に通知することができる。

2 甲は、前項の通知があった場合は、所有者等に当該通知に記載された協力事業者を開示するものとする。その開示に基づき甲及び所有者等は協力事業者に直接業務の依頼を行うことができるものとする。

3 乙の選定した協力事業者は次の業務を行う。

- (1) 空家等に関する相談業務
- (2) 空家等の相続人調査、特定及び相続登記の業務
- (3) 成年後見人（保佐・補助を含む）選任申立書、相続財産管理人選任申立書及び不在者財産管理人選任申立書、失踪宣告審判申立書、清算人選任申立書の作成業務等裁判書類作成業務

- (4) 成年後見人、相続財産管理人及び不在者財産管理人に就任して行う財産管理に係る業務
- (5) 甲が乙の選定した協力事業者に上記業務における専門的協力を要請する業務
- (6) その他石岡市の空家等対策に関する業務

（情報提供）

第5条 甲が所有者等に対して協力事業者を開示し、所有者等が直接協力事業者に対して業務を依頼する場合及び市が協力事業者に業務を依頼する場合は、甲は予め所有者等の同意を得たうえで、協力事業者に業務に必要な情報を提供するものとする。

（経費）

第6条 甲が乙の選定した協力事業者に対して支弁する第4条に規定する業務に要する経費その他の経費等は、その都度、甲乙で協議し、決定するものとする。ただし、基準額を設けることを妨げない。所有者等が協力事業者に直接依頼を行った場合の経費については、所有者と協力事業者にて協議を行い、決定するものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙並びに乙の選定した協力事業者は、本協定により知り得た個人情報をこの協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和元年7月9日

甲 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市長

今泉文彦

乙 茨城県水戸市五軒町一丁目3番16号

茨城司法書士会

会長

藤井里美

